

PICK UP
01

WE LOVE とよた応援商品券を販売します！


問合せ

とよた元気プロジェクト実行委員会
 (豊田商工会議所内) ☎32・4595

市内消費拡大・地産地消・元気発信を目的に、20%のプレミアム付き商品券を販売します。**購入には事前申込みが必要です。**以下のとおりお申込みください。※申込みが発行数(20万冊)を超えた場合は抽選となります

[WE LOVE とよた応援商品券]の概要			
プレミアム率	20%	発行総額	24億円
商品券が使えるお店	市内の飲食・小売店、スーパーなど約900店舗		
内容	販売価格：1冊1万円 購入可能数：1人5冊まで 額面：1万2,000円 内訳／全店共通券1万500円(500円券×3枚)／すべての取扱店で使用可 地域振興券1,500円(500円券×3枚)／大型店を除く店舗で使用可		
購入できる人	市内在住の人		
購入方法	事前申込みをした人に購入方法の案内を送付		
使用期間	10月1日(木)～来年2月28日(日)		
スペシャル特典	購入者には市の特産品や市内飲食店で使える金券などが抽選で当たります		

申込み方法 以下のいずれかの方法でお申込みください。※ハガキ申込みの場合、購入案内の送付が遅れる場合有り

ウェブ サイト	期間：8月1日(土)～14日(金) WE LOVE とよた応援商品券申込みページに必要事項を入力	申込みは コチラから▶	
ハガキ	締切：8月14日(金)必着 ①〒住所 ②氏名(フリガナ) ③電話番号 ④購入希望冊数(1～5冊)を記入し、下記の住所に送付 送付先：〒471・8506(住所不要) 豊田商工会議所内 商品券事務局		

PICK UP
02

川の危険から身を守ろう！

問合せ

公園緑地つかう課
 ☎34・6621

毎年、夏場に発生する河川での水難事故により、多くの命が失われています。昨年度市内では、9件の水難事故が発生し、5人の命が失われました。水難事故を防ぐため、以下の3つのポイントを守りましょう。

水難事故にあわないための3つのポイント

POINT① 事前の確認と準備

転落のおそれがある場所や、水温の変化や水流の勢いの激しい場所、深みのある場所など危険と思われる場所を事前に調べておきましょう(参考ホームページ「国土交通省 川のお助けガイド」)。

事前に天候をチェックした上で、川で遊ぶ際の注意事項を確認し、危ない場所に近づくことはやめましょう。

POINT② 体調管理は万全に

飲酒後や体調が悪いときは、川に近づくことはやめましょう。

POINT③ 早めの状況判断

風雨、落雷などの急な天候不良や、上流で雨が降っているなど、川の増水のおそれがあるときは、川に近づくことはやめましょう。

DATA 河川での水難事故件数(市内)

	水難事故件数	死者数
平成27年	9件	1人
平成28年	8件	6人
平成29年	6件	3人
平成30年	7件	3人
令和元年	9件	5人



保護者の皆さんは子どもから目を離さないでください！

PICK UP
03

もらう年金を増やす制度をご存知ですか？

問合せ

国保年金課

☎34・6638

もらう年金を増やす様々な制度を紹介します。

高齢任意加入

年金加入期間が短く、年金を受け取るために必要な受給資格を満たしていない場合や、過去に保険料の納め忘れなどがあり年金を満額受け取れない場合は、60歳～65歳になるまでの間に加入することで、もらう年金を満額に近づけることができます。
対象／日本国内に住所がある60歳以上65歳未満

特例高齢任意加入

65歳までに年金受給資格を満たさない場合、70歳になるまで加入することで、年金を受給できるようになります。
対象／年金受給資格がない65歳以上70歳未満



在外任意加入

国外に住所を移した人は年金制度への加入義務はありません。海外に居住している期間、申し出た月から任意で加入し、保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。
対象／海外に住所を移した20歳以上65歳未満の日本人 ※海外勤務で厚生年金に加入している人とその扶養配偶者、老齢基礎年金を繰上げ受給している人は対象外

■申請場所

国保年金課、豊田年金事務所 ※在外任意加入の手続きは国内に居住する協力者でも可

■持ち物

マイナンバーのわかるものか年金手帳、来庁者の本人確認ができるもの、印鑑 ※高齢任意・特例高齢任意の場合は預貯金通帳、通帳届出印、戸籍謄本(必要に応じて)、共済組合の加入期間証明書(共済組合に加入していた場合)

■問合せ

国保年金課



受け取る年金額が増える「付加年金」制度

国民年金保険料に付加保険料(月400円)を上乗せして納めると、将来、付加年金が加算された老齢基礎年金を受給できます。※付加保険料の納付は申込み月から開始。国民年金基金加入者、第2号、第3号被保険者の人は申込み不可

■申請場所

国保年金課、各支所・出張所、豊田年金事務所

■問合せ

国保年金課

過去に免除された分を納付する「追納」制度

免除・納付猶予・学生納付特例が認められた期間について、認定期間から10年以内に「追納」をすることにより、将来もらう年金を増やすことができます。

■申請場所

豊田年金事務所

■問合せ

豊田年金事務所(☎33・1123)

